

## ラオスにおける両替業について

2023年1月19日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

### 1. 背景

2022年10月1日より「改正外国為替管理法（以下、外為法）」が施行されています（詳細は2022年12月16日付の[ニュースレター](#)をご参照ください）。同法の中には、両替業に関する規定も含まれています。他方、両替業に関して「外貨両替業における合意（No.393）」及び「商業銀行及び外貨両替代理店の両替業に関する合意（No.449）」（2022年8月4日付の[ニュースレター](#)をご参照ください）という二つの合意も別途存在しており、外為法との整合性を合わせる必要性が出てきました。そこで、今回、ラオス中央銀行（以下、中銀）は、上記二つの合意を無効として、これに代わる合意「両替業に関する合意（No.1026）（以下、合意）」を2022年12月28日付で発行、施行しています。



### 2. 両替業

外為法第9条によると、ラオスにおいて、外貨を現地通貨ラオスキープ（以下、キープ）に両替する場合は、ラオス国内の商業銀行のみでしか認められないことが規定されています。さらに、外為法第37条及び合意第2条には、「両替業はラオス国内の商業銀行のみが行うことができるサービス」であることが明記されています。

これまで、ラオス人個人や法人が、商業銀行と業務契約を結び、代理店として登録することで、両替所を営むことができていました。しかしながら、外為法及び合意に基づく2023年1月13日付の中銀からの通知により、「両替業は商業銀行のみが提供できるサービスである」という規定に従い、ラオス国内6行の代理店として登録されているラオス国内113の両替所がすべて営業停止となりました。

さらに、下記の場所において、両替所が存在していない場合、商業銀行は、下記を運営する法人と契約を結び、両替所を設立することが可能となっています（合意第6条、第8条）。これまで、街中のいたるところに両替所がありましたが、両替所の場所が限定されると解釈できます。

- 1) 3星以上のホテル又はリゾートホテル
- 2) 国際空港又は国境
- 3) 鉄道駅
- 4) ドライポート

5) カジノ施設

6) 中銀が定期的に定めるその他の場所

### 3. 外貨の売買

両替所は個人からのみ外貨を購入することが可能ですが、購入した外貨はすべて、7 営業日以内に自身の商業銀行へ販売する必要があります。他方、国境や国際空港内にある両替所は、ラオスから出国する個人に対してのみ、外貨を販売することを認めることを検討すると規定されています<sup>1</sup>（合意第 13 条）。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

---

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal)（藪本 雄登）

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal)（内野 里美）

---

<sup>1</sup> 2022 年 10 月 20 日付の[ニュースレター](#)の中で旅行者が、使い切れなかったキープを外貨に戻すことは難しいと書きましたが、合意第 13 条に基づく、キープから外貨への両替できる可能性はゼロではないと解釈できます。しかしながら、これまで通り、キープから外貨への両替は原則、難しい状況には変わらないため、引き続き、留意が必要です。



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。